

園児が病気にかかった際の登園について

下記のように対応しますが、園は医療行為ができませんので保護者の皆様のご協力をお願いします。

【登園前】

こども園は、集団生活の場です。登園前の健康チェックを行ってください。【発熱・食欲低下・咳・鼻水・下痢・嘔吐】などの症状がある場合や、いつもと様子が違うと感じたら、重症化のリスクや他児への感染防止のため、早めの受診や休養をとるなどの対応をして下さい。

【発熱の場合】

保育中に、平熱よりも1度以上高くなった場合、あるいは37度5分以上になった場合は、発熱とみて家庭に連絡をとり、保護者の方に対応していただくようにします。

(連絡先は、いつも担任にはっきり知らせておいてください。)

※ 原則として、緊急の場合以外は園から病院へは連れて行きません。

解熱剤、座薬等を入れて登園させないでください。

風邪のひきはじめや、発熱後2～3日は大事ですので、できるだけ家庭で安静にしてください。

【湿疹について】

- ・湿疹がでている場合は、医師の診察を受けてください。
- ・こども園では接触感染する、とびひ・水いぼは登園する際、下記の対応をお願いします。また、プールや水遊びなど肌を出すあそびは、担任と相談し、早めの受診と処置をお願いします。
 - ・とびひ・・・患部を覆ってください。
 - ・水いぼ・・・患部をかき壊したり、つぶれたりしないように対応をお願いします。

【下痢・おう吐について】

下痢の場合は、発熱がなくても重病になることが多いので、食欲・症状・回数・便の色に注意して、医師の診察を受けてください。

乳幼児は、特に脱水症状になりやすいので、主な症状が消失し、医師が登園しても差し支えがないと認めるまで登園させないでください。

【予防接種について】

接種当日は、体調が急変する可能性があることや集団生活を行う中で、安静を保つ事が難しいことから、午前中に接種した場合はご家庭で過ごしていただくようお願いいたします。午後の接種をお勧めします。

【感染症にかかった場合について】次ページ参照

・登園停止とします。完治して登園する際には、登園許可証に医師から記入してもらい提出してください。なお、登園許可証の必要な疾病については9ページをご覧ください。

小さな子どもたちをお預かりしているため、学校保健法で定められている疾病以外にも提出をお願いしています。ご理解、ご協力をお願いします。

感染症がクラスの2割を超えた場合は、希望保育になります。

***登園許可証、治癒報告書はコピーしてお使いください。**

【薬について】

☆ 原則としてこども園では薬のお預かりはできません。

与薬が必要な場合には、保護者に来園していただくことになります。

それが不可能な場合、風邪・せき等で短期間の服用が必要であれば、主治医に通園している旨を伝え朝夕2回の処方にしていただくか、3回で処方されているものは朝と園帰宅後と就寝前の3回服用としていただくようお願い致します。

また、熱性けいれん・てんかん・気管支喘息・糖尿病・アトピー性皮膚炎等のように経過が長引くような病気または、溶連菌感染症等で、主治医の指示により決まった時間に園での投薬が必要な場合は、医師が記入する「与薬指示書」と保護者が記入する「与薬依頼票」が必要になります。（指示書・依頼票は園にあります）

【けがをした場合】

園でけがをした場合は応急処置をして、症状によっては家庭と連絡をとり、園医または最寄りの医療機関を受診します。

総医療費（保険点数）が500点以上であれば、日本スポーツ振興センターの災害共済により、災害給付金が支払われます。その場合には、福祉医療の対象となりませんので、窓口で医療費の2割をいったんお支払いください。但し、保険診療のみの対象となるため、保険外の診療費（傷を目立たなくするテープなど）につきましては給付対象となりません。

不明な点は園にお問合せください。

